

暫定ケアプランに関する事務処理の流れと提出書類 [令和5年12月作成]

A: **要支援**の認定結果が出ると見込み、**地域包括支援センター**が暫定利用のためのケアマネジメントを行ったが、**要介護**の認定が出た場合。

(1) 事務処理の流れ

	居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	高齢者あんしん課 介護認定係
認定申請月	<ul style="list-style-type: none"> ●暫定利用を希望する旨の相談を受ける。 ●認定前にサービスを利用する必要があるか協議する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の状態を確認し、「介護給付」か「予防給付」の見込みを立てる。 ●「要支援」と見込んで、地域包括支援センターがケアマネジメントを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防サービスの暫定利用開始日までに、「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」<u>〔余白に「暫定」と記載する。〕</u>を、介護認定係に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を受理する。
サービス開始		<ul style="list-style-type: none"> ●アセスメントを行い、暫定の「介護予防サービス・支援計画書」を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者に同意を得る。 ●暫定で介護予防サービス利用開始する。 	
認定決定月		<ul style="list-style-type: none"> ●認定結果を確認する。 ●認定の見込み違いが発生する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターから担当を引き継ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●暫定の「介護予防サービス・支援計画書」に位置付けられた介護予防サービスを介護サービスに置き換えて、サービス提供票を作成し、サービス提供事業所に利用実績を確認する。 ●下記(2)②～⑤に示した提出書類を介護認定係に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●下記(2)②～⑤に示した提出書類を受理する。
翌月10日まで			<ul style="list-style-type: none"> ●下記(2)②～⑤に示した提出書類を審査し、給付管理票を宮崎県国民健康保険団体連合会へ伝送する。

(2) 提出書類・提出期限

●介護予防サービスの暫定利用開始日前

提出書類	提供期限
① 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書 <u>(上記①の届出書の左上余白に「暫定」と赤字で記入したもの)</u>	介護予防サービスの 暫定利用開始日前まで

●認定の見込み違いが発生後

提出書類	提供期限
② 介護保険に係る給付管理業務(自己作成扱い)依頼届兼 給付管理票	原則、認定決定月末まで
③ 暫定の介護予防サービス・支援計画書 <u>[余白に「暫定」と記載する。]</u> サービス担当者会議の記録	※認定の見込み違いの判明 が月末で、サービス提供 事業所に利用実績を確認 することが困難な場合 は、「認定の見込み違いの 判明月の翌月5日まで」
④ サービス利用票・利用票別表 <u>[余白に「暫定」と記載する。]</u> (暫定利用で作成され、利用者の同意を得たもの)	
⑤ サービス提供票・提供票別表 (確定した要介護認定区分で作成し、サービス提供事業所の 利用実績が確認できるもの)	

B：要介護の認定結果が出ると見込み、居宅介護支援事業所が暫定利用のためのケアマネジメントを行ったが、要支援の認定が出た場合。

(1) 事務処理の流れ

	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	高齢者あんしん課 介護認定係
認定申請月	<ul style="list-style-type: none"> ●暫定利用を希望する旨の相談を受ける。 ●認定前にサービスを利用する必要があるか協議する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●暫定利用希望者の状態を確認し、「介護給付」か「予防給付」の見込みを立てる。 ●「要介護」と見込んで、居宅介護支援事業所がケアマネジメントを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスの暫定利用開始日までに、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」<u>〔余白に「暫定」と記載する。〕</u>を、介護認定係に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を受理する。
サービス開始		<ul style="list-style-type: none"> ●アセスメントを行い、暫定の「居宅サービス計画書」を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者に同意を得る。 ●暫定で介護サービス利用開始する。 	
認定決定月		<ul style="list-style-type: none"> ●認定結果を確認する。 ●認定の見込み違いが発生する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護支援事業所から担当を引き継ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●暫定の「居宅サービス計画書」に位置付けられた介護サービスを介護予防サービスに置き換えて、サービス提供票を作成し、サービス提供事業所に利用実績を確認する。 ●下記(2)②～⑤に示した提出書類を介護認定係に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●下記(2)②～⑤に示した提出書類を受理する。
翌月10日まで			<ul style="list-style-type: none"> ●下記(2)②～⑤に示した提出書類を審査し、給付管理票を宮崎県国民健康保険団体連合会へ伝送する。

(2) 提出書類・提出期限

●介護予防サービスの暫定利用開始日前

提出書類	提供期限
① 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書 <u>(上記①の届出書の左上余白に「暫定」と赤字で記入したもの)</u>	介護サービスの 暫定利用開始日前まで

●認定の見込み違いが発生後

提出書類	提供期限
② 介護保険に係る給付管理業務(自己作成扱い)依頼届兼 給付管理票	原則、認定決定月末まで
③ 暫定利用の居宅サービス計画書 <u>[余白に「暫定」と記載する。]</u> (サービス担当者会議の記録)	※認定の見込み違いの判明 が月末で、サービス提供 事業所に利用実績を確認 することに困難な場合 は、「認定の見込み違いの 判明月の翌月5日まで」
④ サービス利用票・利用票別表 <u>[余白に「暫定」と記載する。]</u> (暫定利用で作成され、利用者の同意を得たもの)	
⑤ サービス提供票・提供票別表 (確定した要支援認定区分で作成し、サービス提供事業所の利 用実績が確認できるもの)	

C:「要支援」・「要介護」のどちらの認定結果となるか見極めが困難な場合。

※あらかじめ、2通りの暫定利用のためのケアプランを作成しておくことで、
「自己作成扱い」は発生しない。

(1) 事務処理の流れ

	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	高齢者あんしん課 介護認定係
認定申請月	<ul style="list-style-type: none"> ●暫定利用を希望する旨の相談を受ける。 ●認定前にサービスを利用する必要があるか協議する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●暫定利用希望者の状態を確認した結果、見込みが困難なため、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の両者がケアマネジメントを行う。 		
サービス開始	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防サービスの暫定利用開始日までに、「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」<u>〔余白に「暫定」と記載する。〕</u>を、介護認定係に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスの暫定利用開始日までに、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」<u>〔余白に「暫定」と記載する。〕</u>を、介護認定係に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターから「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」を受理する。 ●居宅介護支援事業所から、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を受理する。
認定決定月	<ul style="list-style-type: none"> ●アセスメントを行い、暫定の介護予防サービス・支援計画書を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者に同意を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●アセスメントを行い、暫定の居宅サービス計画書を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者に同意を得る。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●暫定で、サービス利用開始する。 		
翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ●認定結果を確認する。 ●認定結果を、<u>居宅介護支援事業所に情報提供する。</u> ●認定結果により、「介護予防サービス・支援計画書」か「居宅サービス計画書」のどちらかを本ケアプランに採用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>地域包括支援センターから認定結果の情報を得る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定係が、認定結果により、サービスの暫定利用開始日までに提出された「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」か「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」のどちらを採用するか確認する。